

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月8日 午後1時35分～午後2時31分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

3. 協議事項

1. 令和4年度農作業標準賃金について

2. みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

4. 報告事項

1. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借解約通知について

4. 非農地証明交付について

5. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳  
4番 河 野 義 明  
7番 野 田 恵 次  
9番 岡 田 佳 子  
11番 嶋 芙 沙 子  
13番 大 城 祐 吉  
15番 河 野 和 夫  
17番 内 藤 秋 彦  
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

3番 河 野 正 春  
5番 原 田 龍 三 郎  
8番 加 藤 和 己  
10番 田 崎 明  
12番 木 下 正 信  
14番 中 川 原 大 吉  
16番 平 川 弘 義  
18番 池 田 正 幸

欠席委員（1名）

2番 新 開 文 則

出席推進委員（15名）

座席番号 氏 名

21番 田 中 良 和  
24番 江 崎 須 三 信  
28番 上 原 充  
31番 坂 梨 誠 治  
33番 川 口 広 樹  
35番 山 下 久 弥  
37番 武 藤 睦 夫  
39番 岩 屋 明

座席番号 氏 名

23番 石 橋 直 幸  
25番 松 尾 正 巳  
30番 柿 原 廣 典  
32番 河 野 通 成  
34番 大 城 政 英  
36番 古 賀 勝 則  
38番 末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時35分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年4月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号2番新開委員より欠席の届出が出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、15名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号14番中川原大吉委員、同じく15番河野和夫委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の東竜雄君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

### ○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○16番（平川）

3月29日に申請書及び現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われま  
すので、皆様方の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何  
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定  
いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり  
です。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、親子間の贈与のため要件を満たして  
おります。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○33番（川口）

これは親子間の移動でありまして、現地には鉄骨ハウスが建っております。そして息子  
さんがいろいろ作物を考えておられるそうです。地元委員としては問題ないと思われま  
すので、

皆様の審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○30番（柿原）

整理番号3番については親子間の贈与ということで、地元委員としては別段問題ないと思っております。御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

3月24日に現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われますので、皆さん方の審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○4番（河野）

29日に申請書または現地確認をしましたけど、別に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○39番（岩屋）

申請書並びに現地を確認しましたが、何ら問題ありません。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。



許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

**○事務局（岡）**

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に、居宅及び農業用倉庫を建築するために転用するものです。

北は水路、東は自己所有の畑及び雑種地、南は道路、西も道路に面しており、隣接農地ア  
ンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し北側水路へ放流します。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見ををお願いします。

**○28番（上原）**

5日に担当委員さんと現地確認を行いました。地元委員としては問題ないと思いますので、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

**○農地委員（岡田）**

先日、現地に行きましたけれども、別に問題はなかったと、皆さんそういう意見でしたので、よろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に宅地分譲用地（6区画）を建設するために転用するものです。

北は宅地及び水路、東は田、南は水路、西は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝を設置し道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○16番（平川）

4月5日に地元委員、事務局と現地調査を行いました。地元委員としては問題ないと思われ  
ますので、皆様方の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

同じ日に現地を見に行きましたけれども、別に皆さん意見はないということで問題ないと思  
います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に宅地分譲用地（4区画）を建設するために転用するものです。

北は水路、東は宅地及び田、南は道路、西は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員及び農区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝を設置し、南側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○事務局（岡）

地元委員が欠席されていますので、事務局から報告させていただきます。

地元委員からは、特に問題ないという報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

同じ日に現地を見に行きましたけれども、別に問題はなかったと思います。よろしく願います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に通路の確保と駐車場を建設するために転用するものです。

北は畑、東は宅地、南も宅地、西は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し北側水路へ放流します。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番（石橋）

4月5日、担当委員、事務局の方と確認しましたが、別に問題はないかと思われま。皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

ここも同じ日に現地を見に行きましたけれども、別に問題ないという意見でした。よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に資材置場を建設するために転用するものです。

北は水路、東は道路、南は宅地、西は水路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び北側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（松尾）

譲渡人が農業委員の分でございますが、5日に農地委員と事務局立会いのもとに現地を見ましたけれども、別に問題ないと思われますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

ここも同じ日に現地を見に行きましたけれども、別に問題ないと思います。よろしくお願  
いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定  
いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

次に、議案第4号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請についてを議題とし  
ます。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（岡）

議案第4号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について説明します。

平成24年の当初計画において工場、レストラン、事務所、駐車場、農機具展示場建設の計  
画に基づいて転用申請の提出がなされ、同年、許可を受けられた場所になります。

この計画を変更され、店舗及び駐車場として使用するために変更申請がなされたものです。  
以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（松尾）

これも5日に農地委員、事務局、地元委員の立会いで現地を確認いたしました。計画変更  
の内容については店舗ということになっておりますけれども、届自体については別に問題な

いと思われまますので、審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願ひします。

○農地委員（岡田）

ここも5日に現地を見に行きましたけれども、転用で変わっているようですけれども、別に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

店舗ということばってん、どういう店舗かは分からんとですかね、説明できんとですか。駐車場は1町歩ぐらいやろうということやけんがら、その規模の店舗やろうということで理解しておるところですけれども、そしてもう一件、この件については、今回、転用計画の変更ということばってん、あいなかで一回計画変更で出とっですもんね。そういうふうなところの説明ばよかならお願ひばしたいと思います。

○事務局（岡）

お答えします。店舗については、24時間営業スーパーということになっております。24時間営業ということになっているみたいで、駐車場を確保してという形で今申請が上がっているところでございます。

また、途中の変更があった経緯ですが、申し訳ございません、ここに持ってきていないんですが、途中に確実に一度は計画変更がされております。その計画変更された後に、それも頓挫して現在にまで至って、最終的に現在の変更申請となっておりますところでございます。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○1番（山下）

遺跡の発掘調査のどうかという話がこの間あったじゃなかですか。やっぱりああいうふうで、宅地にもうなとったっちゃそういうふうにやらやんということならば、皆さんにも説明ばある程度しておったほうがよかつちやなかですか。

○事務局（岡）

今の質問は、現在の転用地域に、現地調査のときに文化財の発掘調査も必要であるということを経営者の担当から聞いておりましたので、ちょっと御説明したところです。実態的には、あそこが転用されたときには試掘調査、試し掘りという形で調査はあっております。ただ、今後はきちっと建物が建つところに限定されると思いますが、その部分については再度の本調査が必要であるということです。許可後に本調査が入られて、その後に建築が始まることになると思います。以上です。

**○議長（徳永）**

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

**○30番（柿原）**

場所的にここら辺はもともとですけれども、農業に係るものとの関わりば持たんとでけんということばってん、そのスーパーというとは、そういうふうなか農業と関連性のあるごたるふうなかスーパーなんですかね。

**○事務局（岡）**

そこについて、除外の要件という形に入ってくると思います。27号ということで、農業に資するものがないとそこが除外できないということで、内容的には店舗内に地元の農家の方を雇い入れや地元野菜の販売所を造るということで除外が申請されていたかと思います。その除外については、令和4年4月5日に除外の変更許可が下りております。以上です。

**○議長（徳永）**

ほかにございませんでしょうか。

ここの用地につきましては、随分前から農業委員に関わっておられる方も御存じのとおり、計画の変更がなかなかされないままでずっと来ておりました。今回、また新たに計画変更ということで出ておりますので、今後、それらのことが実際に行われるということを注視しながら農業委員会のほうでも見守るといふか、そういうふうな流れできちんとなされていくかというのを農林水産課と一緒に確認しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。



承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第5号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書7ページを御覧ください。周年契約は、田12万2,991平方メートル、畑5,960平方メートル、合計12万8,951平方メートルで、件数は43件、筆数は81筆となっております。

内容につきましては、9ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書16ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入が1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第5号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第5号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 協議事項、第1号「令和4年度農作業標準賃金について」協議し

ます。

協議事項の第1号について、事務局は説明をお願いします。

#### ○事務局（岡）

令和4年度農作業標準賃金について説明します。

これについては、JAみなみ筑後並びに普及指導センター、農林水産課から参集していただき、機械作業についてのみ検討しました。標準賃金の設定に当たりましては、県内の最低賃金、近隣の状況などを勘案して検討を進めたところでございます。

本年度の福岡県の最低賃金は1時間当たり870円で、昨年度の842円より28円増額となっております。

近隣の状況は、昨年度、価格の改正が行われており、みやま市においても、昨今の燃料費等の値上がりを鑑み、作業料金の改正を行いたいと考えております。改正案については、事前に議案書を送付しておりましたので、改正点のみ説明いたします。

まず、機械田植えが昨年から300円増額となっております。

次に、耕起です。普通田が400円増、代かきのみが300円増、荒田が600円増、耕うんのみが300円増額しております。

次に、コンバイン収穫が600円増、弾丸暗渠については200円増、防除について、粉剤のほうは50円増、液剤が100円増、石灰散布が100円増、畦塗りが10円増額しております。

以上、変更点、増額分について説明いたしました。御審議よろしく願いいたします。

#### ○議長（徳永）

ただいま協議事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、提案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

御異議がないようですので、協議事項、第1号「令和4年度農作業標準賃金について」は提案のとおり決定いたします。

なお、この決定内容については、広報等でお知らせすることにします。

続きまして、2. 協議事項、第2号の「みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

#### ○農林水産課農地整備係長（益田）

皆さんこんにちは。本日、農林水産課より2名で出席しております。私、益田といいます。隣が有富といいます。どうぞよろしく申し上げます。

本日、協議をお願いするのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行う際、「市長は農業委員会の意見を聴くものとする。」となっております。

本日6件案件がありまして、そのうち除外6件となっております。農業振興地域除外の手続を行う際、申出地が国営かんがい排水事業の受益地である場合は「農業の振興に関する変更」、その事業の受益地でない場合については「整備計画の変更」と呼んでおります。

今回協議をお願いする案件は「整備計画の変更」のみです。資料の表題のとおり併せて意見を求めますので、協議のほどよろしく願いいたします。

それでは、担当より説明します。

#### ○議長（徳永）

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

#### ○農林水産課農政係（有富）

改めましてこんにちは。農林水産課で昨年に引き続き除外を担当させていただきます有富です。よろしく願いいたします。

早速ですけれども、整理番号1番について説明いたします。

資料におきましては、3ページからとなっております。

8ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図をつけております。

場所におきましては、瀬高町高柳字梨ノ木、地目は畑、除外面積は305平方メートルとなっております。

申請理由といたしましては、転用事業者は農業を営んでおり、今回、申出地に新たに物置・車庫を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○12番（木下）

29日に事務局及び委員さんと現地を確認いたしました。確認しました結果、何ら異常ないと思われますので、審議の方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号2番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号2番について説明いたします。

資料におきましては、13ページからになっております。

18ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、瀬高町坂田字本郷道ノ一、地目畑、除外面積は2筆で318平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用者は地主の息子でありまして、今回、申出地に新たに自己用住宅・車庫を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○12番（木下）

これも同じく29日に現場を確認いたしました。何ら異常ないと思われます。皆さんの審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号2番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号2番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号3番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号3番について説明いたします。

資料におきましては、28ページからになっております。

33ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、山川町原町字東町添、地目畑、除外面積481平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用者はお寺を開かれており、今回、駐車場を整備するために申請を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○3番（河野）

3月29日に現地確認いたしました。駐車場ということで、お寺のそばということで確認しております。何ら問題ないかと思われますので、皆様の御審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号3番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号3番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号4番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号4番について説明いたします。

資料におきましては、39ページからになっております。

44ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、山川町立山字平ノ畑、地目田、除外面積1,334平方メートルの内413平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用者は地主の息子であり、今回、申出地に新たに自己用住宅・車庫を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○9番（岡田）

ここも3月29日に見に行きましたけれども、別に皆さん何も問題ないということでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号4番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号4番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号5番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号5番について説明いたします。

資料におきましては、53ページからになっております。

58ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、山川町立山字二本松、地目田、除外面積846平方メートルの内489平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用者は地主の息子であり、今回、申出地に新たに自己用住宅を建築するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも29日に行ってまいりました。別がないと思われれます。よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号5番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号5番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号5番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号6番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号6番について説明いたします。

資料におきましては、65ページからになっております。

70ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、山川町尾野字馬場東、地目畑、除外面積617平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用者は太陽光発電設備を契約しており、今回、申請地にソーラーパネルを設置するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○4番（河野）

これも29日に現地確認に行きましたけど、周りも畑ということで別に問題ないと思われま  
す。よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号6番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号6番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号6番を異議なしといたします。

審議が終わりましたので、農林水産課のお二人はここで退席されます。

〔農林水産課 退席〕

○議長（徳永）



それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（岡）**

報告事項、第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、老人ホーム建築のための転用届出を1件受理しております。書類及び現地を確認し、問題なしと判断しております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（岡）**

報告事項、第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が8件出されております。内容については、自作が1件、設定が6件、再設定が1件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第3号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（岡）**

報告事項、第3号、使用貸借解約通知について、届出が1件出されております。内容については、所有権移転が1件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（岡）

報告事項、第4号、非農地証明交付について、1件交付を行っております。令和4年3月10日に総務委員、地元委員及び事務局で現地確認を行い、問題なしと判断し交付しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時31分 閉会